

高齢者と障害者を

虐待から守るために

近年、高齢者や障害者への虐待は増加しています。皆さんは、どのような行為が「虐待」に当たるか知っていますか。今回は、高齢者と障害者の虐待防止について考えます。

知っていますか

5つの「虐待」

3 心理的虐待

侮辱したり拒絶したりする言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

例 となる、ののしる、悪口を言う、わざと無視するなど



1 身体的虐待

体に傷や痛みを負わせる暴行をしたり、身動きがとれない状態にしたりすること

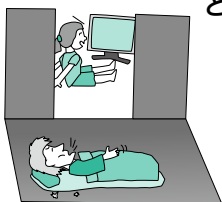
例 たたく、ける、殴る、縛りつける、閉じ込める、不要な薬を飲ませるなど



4 放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排泄物などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること

例 十分な食事を与えない、不潔な環境で生活させるなど



5 経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

例 勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要なお金を与えないなど



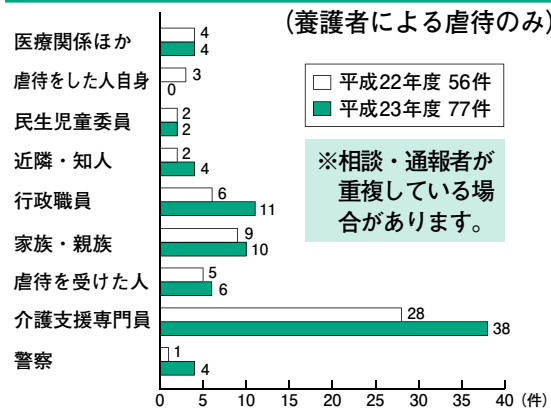
2 性的虐待

無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること

例 裸にする、わいせつな話をする、わいせつな映像を見せるなど



富士市における高齢者虐待の相談・通報者の内訳



高齢者への虐待をなくすために

●高齢者虐待防止法による支援

平成18年4月1日に、国で「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。この法律では、65歳以上の高齢者に対して、家族などの養護者のほか、介護施設従事者による虐待についても定められました。

●相談件数はふえています

高齢者虐待の多くは養護者（家族など）による虐待です。平成23年度、市で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は77件に上り、そのうち41件が虐待と判断されました。「近隣・知人」からの通報件数は少なく、地域住民からの相談や通報は少ないことがわかります。しかし、早期発見のためには、より多くの地域の皆さんや周囲の人の気づきが大切です。

●介護に不安を感じたら相談を

「高齢者虐待防止法」ができ、市民の皆さんが高齢者虐待について知る機会が多くなったことで、通報の数がふえました。多くの人が虐待の早期発見に協力的になって



くれているのだと感じています。高齢者虐待の大きな原因は、介護をしている家族の介護疲れです。「言うことをきかなかつたので殴ってしまった」という家族本人からの相談もありました。虐待を未然に防ぐためには、介護をしている人への支援も大切です。介護に不安や疲れを感じたら、早目に近くの地域包括支援センターなどに相談してください。負担を減らす方法を考え、ケアを行います。また、家庭でも、誰か一人ではなく、家族全員で介護していく体制を整えていってほしいと思います。

●高齢者虐待の相談・通報は各地域包括支援センターや支援窓口をご利用ください

地域包括支援センター：

- 東部地域包括支援センター ☎ 39-1300
- 吉原中部地域包括支援センター ☎ 39-2700
- 北部地域包括支援センター ☎ 23-0303
- 鷹岡地域包括支援センター ☎ 30-7062
- 吉原西部地域包括支援センター ☎ 30-8324
- 富士北部地域包括支援センター ☎ 66-0115
- 西部地域包括支援センター ☎ 65-8839
- 西部地域包括支援センター富士川支所 ☎ 81-4820

高齢者地域支援窓口：

- 在宅介護支援センター岩本園 ☎ 61-2211
- 在宅介護支援センターかじま ☎ 65-1165
- 在宅介護支援センターききょう ☎ 65-2000
- ヒューマンライフ富士在宅介護支援センター ☎ 36-2666
- みずほ在宅介護支援センター ☎ 54-5402
- 鑑石園在宅介護支援センター ☎ 52-0085
- オアシス在宅介護支援センター ☎ 38-2666